

厚真町鳥獣被害防止対策協議会

カラス用箱ワナ 備品貸し出し簿

○貸し出し条件

- ・申請者は、厚真町に在住し、狩猟免許わな猟免許を取得（更新）している者、または有害鳥獣捕獲による鳥獣捕獲許可を受けた者。
- ・貸出期間は最大6ヶ月間（他に貸出要望がなければ自動更新）

○貸し出しわな

- ・カラス用箱ワナ（高さ2.4m*横1.35m*奥行1.85m、付属品含む） 一式
※組立式、鉄（錆止め塗装）、側面開閉式扉付き、株式会社 西製作所製

○費用

- ・無償

○必要書類

- ・狩猟免許わな猟免許の写し、または有害鳥獣捕獲許可証の写し
- ・賠償責任保険の写し（狩猟登録をされている場合は不要）
- ・有害鳥獣等捕獲器貸出申請書

○申込み先

- ・厚真町鳥獣被害防止対策協議会（役場産業経済課内）
電話：0145-27-2419

有害鳥獣等捕獲器貸出申請書

平成 年 月 日

厚真町鳥獣被害防止対策協議会長 様

住所
申請者
氏名

下記のとおり備品を借用したく申請します。

捕獲予定の鳥獣	種類	頭数 (羽)	審査欄
			合・否
捕獲の目的 ※どちらか選択	狩猟登録者		合・否
	有害鳥獣捕獲 (狩猟登録者以外)		合・否
借用物品	カラス用箱ワナ (高さ 2.4m*横 1.35m*奥行 1.85m、付属品含む) 一式		—
貸出台数	1台		—
捕獲期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		合・否
狩猟免許 ※わな猟免許 写し	<input type="checkbox"/> わな猟免許の写し <input type="checkbox"/> 賠償責任保険証の写し (狩猟登録をされていた場合は不要) <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲許可証の写し		合・否
その他			合・否

①借用物品を破損または消失した場合は、申請者の責任において賠償します。

②使用後は、きれいに後始末をした状態で返却いたします。

③その他必要な事項については、指示に従います。

貸出確認 (年月日)	返却確認 (年月日)